



若葉区地域福祉計画 推進協議会だより 第5号

平成19年8月1日発行

編集：若葉区地域福祉計画推進協議会事務局

若葉区貝塚町1258-20(若葉保健福祉センター内)

お問い合わせ先： 043-233-8572



若葉区地域福祉推進協議会
委員長 花島 治彦

若葉区地域福祉推進を実感するために

若葉区地域福祉計画推進協議会も2年目を迎えました。昨年度は、町内自治会や社協地区部会、ボランティア連絡協議会さらに福祉事業者、当事者団体などからそれぞれの取り組みや課題など活動報告と情報交換、地域福祉の推進に向けて活発な協議がおこなわれました。また、地域福祉パイロット事業も15事業が実施され、自主的な活動も数多くうかがい、活発な活動に取り組む皆様の意識の高さや行動力に感心いたしました。

今年度は、活動や交流の場をいっそう広げるために実践例の事例集作成を行います。合わせて、若葉区地域福祉計画の「5つの仕組み」に示された各事業の具体化に向けた支援ができる推進協議会活動をおこない「だれもがいきいきと暮らせる しあわせのまち 若葉区」を実現できるような一年としたいと思います。皆様のご指導とご協力をお願いいたします。



若葉区地域福祉推進協議会
副委員長 大嶋 昭

わが町で

高齢化時代といわれて久しくなりますが、私の住む町内(総世帯数約一、二〇〇世帯)では、70歳以上の高齢者が約350人位おり、その多くが老々または単身世帯です。その中には身体が不自由なため、日常の買い物や病院への通院などに支障をきたしている者、あるいは外出できないため孤独な毎日を送っている方が相当数あります。

私は、現在この町の町内会長をしています。これら毎日不自由な生活を余儀なくされている方々に対し、地域として何か支援できることはないだろうかと常々考えております。そして、「地域力」と介護保険サービス、更には医療が連携すれば、理想的な高齢者福祉が実現できると思っています。

私は、この協議会に参加することによって、他地域の情報を得て、また先進的な活動に取り組んでいる方々のお話を伺い、わが町にも助け合いのネットワークを構築することができたらと考えております。



若葉区地域福祉推進協議会
副委員長 田沼 淳子

私もいずれは高齢者に

4年前、すでに父を見送り、急激に衰えた郷里の母を時々見舞いつつ、母の姿と自分の老後をなんとなく重ねてあわせていた頃、地域福祉計画づくりのためのフォーラムの公募委員として、計画作りに参加することになりました。

地域でさまざまな思いを持って活動をしている人たちといっしょに、この計画作りに参加できたことは、私にとつて「自分がこの地域でどんな老後を過ごすか」を考えるきっかけになりました。

子育てや高齢者、障害者の介護を身内だけに頼らない、地域のいろんな人に頼れる、そんな地域を実現することがこの地域福祉計画の目標だと思います。みんなの熱い思いが本当にたくさん詰まったこの計画が、少しずつでも地域の中で活用されるものになりたい。あと15年、20年すれば誰かの世話にならずには生活できなくなるであろう私のためにも！そんな思いでフォーラム委員から引き続き、推進委員をさせていただいています。

平成一九年度 第一回

若葉区地域福祉計画推進協議会 開催

本年度第一回若葉区推進協が、平成19年6月16日(土)、若葉保健福祉センターにおいて開催されました。一部委員の変更があり、自己紹介の後、互選により委員長・副委員長が選出されました。委員長には前年度から引き続き花島委員、副委員長には大嶋委員・田沼委員がそれぞれ選出されました。

次に、本年度申請のあった2件のパイロット事業(加曾利地区部会「高齢者の健康づくりと地域福祉ネットワークの構築」と大宮地区部会「介護予防事業」)について説明がありました。いずれも、後日委員からの意見を添えて社協本部にて審査が行われ、決定しております。詳しい内容等については、追って事業の実施状況を広報等で報告いたします。

さらに行政からの依頼事項として「地域福祉活動事例集」の作成にあたり、地域で実践されている活動の好事例を募集する他、推進協議会の中から編集委員の募集がありました。この編集委員には、田沼副委員長



若葉区地域福祉計画推進協議会 委員名簿

分野	氏名(所属団体等) 敬称略・50音順
地域住民	要支援者 池野貢生(国立下総療養所家族会)
	公募 石川 茂・大嶋 昭・奥田ハツエ・金子幸允 雲村栄夫・古賀英政・田沼淳子・手塚英之進 長久保正人・藪 順光・矢部正規
地域福祉活動者	町内自治会 大島 赳・櫻田尚榮・武 孝夫・山田直也 (若葉区町内自治会連絡協議会)
	老人クラブ 藤森清彦(千葉市老人クラブ連合会)
	社協地区部会 有賀久美子(加曾利) 奥井康雄(小倉) 鈴木 登(大宮) 中川繁次(御成台、千城台西・北) 田代千萬(貝塚)
	民生委員・児童委員 中村 實・萩野總子 (千葉市民生委員・児童委員協議会)
社会福祉事業者	ボランティア 東 茂昭・真野良子(千葉市ボランティア連絡協議会)
	高齢者関連施設 相田泰義(特別養護老人ホームちば美香苑) 砂長谷和子(デイサービスシャローム若葉) 中村敬太郎(特別養護老人ホーム恵光園)
	障害者関連施設 尾出清美(身体障害者療護施設若葉泉の里) 須藤 哲(知的障害者援護施設中野学園)
児童関連施設	花島治彦(旭ヶ丘母子ホーム)

が有志の委員の協力を得て参加することとなりました。

続いて本年度の活動についておおまかな予定が示され、活発な意見が交わされました。最後に、本年度も募集を予定している市政出前講座について、紹介と活用のお願がありました。

若葉区推進協では、引き続き皆様からのご意見・ご感想や地域での取り組みの情報をお待ちしております。お寄せいただいた情報は、地域活動を実践する際の参考にしていただくため、何らかの形で紹介できればと考えております。

若葉区推進協は昨年同様、年四回の開催を予定しております。会議は傍聴もできます。第二回推進協は、9月の下旬に開催予定です。詳細につきましてはお問い合わせください。

方向性6 防犯・防災意識を高め実践する

児童や高齢者を狙った犯罪が社会問題化し、異常気象による自然災害も心配されています。普段から防犯、防災意識を醸成し、自己防衛の組織が根付くために必要な支援策を講じていくための提案です。



提案(12) 防犯・防災意識の啓発活動

主な対象者 全ての地域住民
主な担い手 町内自治会、自主防災組織、地元消防団、警察、消防署など

内容
地区ごとに定期的に町内の巡回を実施することにより、「目」のある町というイメージを定着化していく。ひとけのない危険箇所については、ピンポイントで巡回の重点箇所指定し、地域住民に広く周知する。地元警察や消防署に要請し、パトロールカーによる密度の濃い巡回や消防車による「火災予防」を呼びかける巡回活動などを行ってもらう。地域での防犯の講習会や防災訓練を定期的実施していくような取り組みも行っていく。

提案(13) 防犯・防災巡回の実施

主な対象者 全ての地域住民
主な担い手 町内自治会、自主防災組織など
内容
町内自治会などに防犯・防災組織を立ち上げ、時間帯などで組み分け、専用のユニフォームや腕章を着用し、「見守り」や「声かけ」をしながら所定の地区を巡回する。特に、高齢者住居、不在住居、留守宅(長期)及び駐車場等は重点的にチェックする。不審者、不審車両には十分注意し、必要に応じてメモをとり、組織の責任者や警察に通報する。地域住民へ巡回員(ボランティア)の募集等を行う。

若葉区地域福祉計画基本方針 (5つの仕組み)

仕組み1: だれもが顔見知り、交流とふれあいの仕組みをつくりましょう

仕組み2: あなたもわたしも地域の一員、身近な支えあいの仕組みをつくりましょう

仕組み3: 備えあれば憂いなし、安全と見守りの仕組みをつくりましょう

仕組み4: 必要な情報が行き渡り、気軽に相談しあえる仕組みをつくりましょう

仕組み5: 世代を超えて、ともに学び合い参加できる仕組みをつくりましょう

若葉区地域福祉計画では、計画推進のための具体的な取り組みの内容として「課題解決に向けた29の提案」が示されています。今回は、安全と見守りの仕組みをつくるための提案12~17を紹介します。

実践例 -自治会の取り組み-

多部田町いずみ台ローズタウン自治会(戸数500戸、居住戸数約450戸)では、平成16年12月から自治会内に防犯・防災部を設け、自主的な活動を展開しています。各曜日ごとに「午前班」「午後班」「夜間班」「通学路見守り班」「ワンワン散歩者班」に分け、5~6人でチーム編成。ボランティア登録は約200人!班分けは、参加ボランティアにアンケートをとり、都合のよい曜日、時間帯を選択してもらう。巡回員は帽子、腕章、夜間班のみ蛍光塗料付のジャンパー着用。帽子、腕章は全員に配布。蛍光塗料付ジャンパー・警棒・拍子木・懐中電灯・保安灯(点滅、赤色光)・ちょうちん(火の用心)などを備品として自治会で保管。防犯・防災部長から月末に翌月の編成表をチーム長に配布。チーム長から出欠表、気づいた点等を報告する。

例えば・・・
「街灯が消えている、瞬いている」
「さん宅で可燃物の始末が悪い」
「植木が繁茂し、庭内が確認できない」など



方向性7 要支援者を見守る

地域には何らかの社会的支援を必要とする方々が多く生活しています。心身の状態に関わらず、地域の一員として安心、安全に着ため、行政とともに地域で見守り、支援していくための提案です。

チェック!



提案(14) 要支援者の把握

主な対象者 独居高齢者、障害者などの要支援者
主な担い手 町内自治会、民生委員・児童委員など
内容

各地区で暮らす独居高齢者、障害者などについて、本人の合意とプライバシーの保護に十分配慮しながら把握する。その中で支援が必要な方(家庭)については各相談機関と連携をとり、必要な見守りの手法を検討していく。要支援でなくても、今後の生活で安心・安全に暮らせるよう、普段から近隣との交流機会を設け、関係を密にしておく。

提案(15) 要支援者を見守る体制の整備

主な対象者 独居高齢者、障害者、児童などの要支援者
主な担い手 町内自治会を中心とする近隣住民、ボランティア、NPOなど
内容
町内自治会に「見守りチーム」(要支援者の近隣住民ボランティア)を中核とした支援チームをスタートさせる。独居高齢者への声かけ、安否確認、障害者への各種支援、児童の登下校時の見守りなどを行う。

提案(16) 民生委員・児童委員の活動支援

主な対象者 独居高齢者、障害者、児童などの要支援者
主な担い手 元気な高齢者を中心としたボランティアなど
内容
民生委員・児童委員による活動を一層充実するため、各委員のもとにボランティアからなる組織を編成し、委員の行う活動をバックアップする。メンバーは元気な高齢者を中心に編成する。

方向性8 緊急時避難誘導システムをつくる

災害時において、要支援者に対する避難誘導体制を整える、また高齢者の孤独死を防ぐために、身近な地域の中にシステムを構築するための提案です。

提案(17) 緊急時避難誘導システムの構築

主な対象者 全ての地域住民
主な担い手 町内自治会、自主防災組織など
内容
普段から町内自治会などに支援チームを編成し、大地震、台風、大雨等による災害時の避難誘導をスムーズに、的確に実施できるようにする。優先避難対象者を、本人との合意の下にリストアップし、避難誘導マップを作成する。要支援者の情報やデータをもつ行政は、「避難マニュアル」や「優先避難対

実践例 -社協 地区部会の取り組み-

都賀地区部会では、地元の民生委員・児童委員、町内自治会と連携して、災害時に家族の力だけでは避難行動が難しく、手助けを必要とする方々(例えば、独居高齢者、高齢者世帯、障害者など)の安否の確認や救援活動ができるよう『震災時 救援(サポート)対象者表とマップの作成』を行っています。

個人情報の保護が強く求められる時代にあって、情報の取り扱いが非常に難しい面もありますが、人命尊重を最優先に考え、地域で災害時に即応できるよう取り組んでいます。

